

平成23年6月3日

第2288号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 保安林予定森林の指定通知（256・森林整備課）…………… 1
- 市街地再開発組合の設立の認可（257・建築住宅課）…………… 1
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（258・建築住宅課）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（259・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路区域の変更（260・由利地域振興局建設部）…………… 3
- 建築基準法による道路位置の指定（261・由利地域振興局建設部）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（262・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（水産漁港課）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4

人事委員会規則

- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… 5

監査委員公告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表 4件…………… 6

告 示

秋田県告示第256号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市東由利館合字水上14、14の1、21（次の図に示す部分に限る。）、26の1から26の6まで、26の8から26の14まで、27
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水上14、14の1、21・26の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、26の2から26の6まで、26の8から26の13まで、27（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第257号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称
大曲通町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成23年6月3日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
大仙市大曲通町539番、540番、541番、542番、543番、544番、551番、552番1、552番2、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、622番、623番、624番、625番、626番、627番、628番、629番、630番、631番、632番、633番、707番の一部、708番、724番の一部、725番の一部、735番の一部、736番及び737番
大仙市大曲福住町112番8、112番9、112番10、112番11、113番10、113番11、113番12、113番13、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、164番の一部、166番、167番の一部、168番の一部及び169番の一部
- 4 事務所の所在地
大仙市大曲花園町1番1号
- 5 設立認可の年月日
平成23年6月3日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示板に掲示
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成23年7月4日

秋田県告示第258号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 4 事務所の所在地
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日
平成21年2月6日
- 6 定款の変更の認可の年月日
平成23年6月3日

秋田県告示第259号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年5月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社中山組
秋田市南通築地14番14号
代表取締役 千葉 和 則
秋田県知事許可（般-18）第40157号
- (3) 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年5月25日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成23年5月25日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社明久建設工業

秋田市川尻御休町5番5号

代表取締役 工 藤 明 久

秋田県知事許可(般-19)第40481号

(3) 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年5月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

3(1) 処分をした年月日

平成23年5月25日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

加藤造園

男鹿市脇本脇本字脇本72番地

加 藤 公 朗

秋田県知事許可(般-18)第8334号

(3) 処分の内容

土木工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年5月25日付けで土木工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	冬師西目線	由利本荘市西目町西目字舞台625番地先から字敷森152番2地先まで	8.40~12.30	0.975
	新	冬師西目線	〃	9.80~15.50	0.975

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年6月3日から同月16日まで

秋田県告示第261号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
------------	------------	-------	-------	-------

由利本荘市東梵天99-3 本荘開発株式会社 代表取締役 荘司 清	由利本荘市薬師堂字二本 木128-1、129-1	55.00メートル	6.00メートル	平成23年5月25日
----------------------------------------	-----------------------------	-----------	----------	------------

秋田県告示第262号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成23年5月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社小原建設
湯沢市字沖鶴194番地8
代表取締役 小原 隆
秋田県知事許可（般-23）第9211号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年5月19日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により、公示する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 落札に係る工事の名称及び数量
秋田県漁業調査指導船建造工事 第3種漁船 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県農林水産部水産漁港課 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年5月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
函館どつく株式会社 北海道函館市弁天町20番3号
- 5 落札金額
682,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した方法
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年3月29日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、河辺土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 退任理事の住所及び氏名

秋田市河辺北野田高屋字前田15番地	金 慶 一
〃 河辺諸井字福神28番地2	進 藤 芳 明
〃 河辺赤平字小蟹沢47番地	田 口 三 男
〃 河辺和田字式田下袋45番地1	石 井 政 直
〃 河辺高岡字河原田下段415番地	中 村 幸 光
〃 河辺和田字坂本北321番地	田 近 耕 吉
〃 河辺諸井字上諸井44番地	進 藤 栄 孝
〃 河辺松測字松測29番地7	高 橋 俊 夫
〃 河辺北野田高屋字茱萸野78番地	早 川 昭 良
〃 河辺和田字和田107番地	高 橋 一 義
〃 河辺赤平字中村54番地	菅 原 正 人
〃 河辺諸井字大部264番地	田 近 金 一
2 就任理事の住所及び氏名	
秋田市河辺北野田高屋字前田15番地	金 慶 一
〃 河辺赤平字中村54番地	菅 原 正 人
〃 河辺和田字式田下袋45番地1	石 井 政 直
〃 〃 字坂本北300番地	高 橋 正 昭
〃 河辺北野田高屋字茱萸野78番地	早 川 昭 良
〃 河辺和田字和田107番地	高 橋 一 義
〃 河辺赤平字小蟹沢47番地	田 口 三 男
〃 河辺高岡字河原田下段415番地	中 村 幸 光
〃 河辺諸井字福神28番地2	進 藤 芳 明
〃 〃 字下川原198番地	高 橋 宏 直
〃 〃 字大部264番地	田 近 金 一
〃 河辺松測字松測29番地7	高 橋 俊 夫
3 退任監事の住所及び氏名	
秋田市河辺和田字岡村356番地	鈴 木 清 隆
〃 河辺松測字川原田34番地	長谷川 精 二
〃 河辺諸井字下川原183番地2	熊 谷 新 助
〃 河辺高岡字河原田下段370番地3	佐々木 和 昭
4 就任監事の住所及び氏名	
秋田市河辺和田字岡村356番地	鈴 木 清 隆
〃 河辺高岡字河原田下段370番地3	佐々木 和 昭
〃 河辺諸井字上諸井44番地	進 藤 栄 孝
〃 河辺松測字川原田37番地1	大 山 長 一

人事委員会規則

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表現住居滅失休暇の項を次のように改める。

現住居滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合	必要と認められる期間
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

第十二条第一項の表災害休暇の項中「災害時において」を「災害、交通機関の事故等に際して」に改める。

第二十二条中「第五条の十五第一項」を「第五条の十四第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 第十二条第一項の表及び第十五条の規定にかかわらず、平成二十三年六月三日から同年十二月三十一日までの間に
 おいて東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合におけるこれらの規定の適用については、同表ボランティア
 休暇の項中「地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における」とあるのは「東日本大震災の被災者に対す
 る」と、「被災者を支援する活動」とあるのは「支援活動」と、「五日」とあるのは「五日（一に掲げる活動を行う
 場合にあつては、七日）」と、同表の備考中「ボランティア休暇の項第一号」とあるのは「ボランティア休暇の項第
 一号（附則第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条中「第十二条」とあるのは「第十二条
 （附則第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したとこ
 ろ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成23年6月3日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 22財—————635
 平成23年5月16日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年3月29日付け監委-794で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のと
 おり提出します。

別紙

平成22年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	団体・会計名	改善・検討を要する事項	措 置 状 況
総務部総合防 災課	秋田県婦人防 火クラブ連絡 協議会	監査の受検を1人でやっている ので、複数人で受ける体制に する必要がある。	平成22年度決算監査からは、 担当者のほかに班長が一緒 に立ち会うことにいた します。
健康福祉部医 務薬事課	秋田県自治体 病院開設者協 議会	請求書受領直後に支出伺い 処理を行っているが、支払 いが遅延している事例があ るので、今後は速やかに支 払いを行う必要がある。	今後は執行管理を徹底し、 支払いが遅延しないよう、 適切な処理に努めてまい ります。
		収入手続について、伺い文 書を作成せずに通帳記入の みで行っているため、手 続を検討する必要がある。	収入手続については、平成 23年度から「収入伺」を 作成することとしており ます。
農林水産部農 林政策課	秋田県指導農 業士会	監査の受検を1人でやっている ので、複数人で受ける体制 にする必要がある。 事務局における複数人によ るチェック体制の確立を 検討する必要がある。	秋田県指導農業士会は、 平成23年1月に解散。より 強固な体制とするため、 併存していた秋田県女性 農業士会と統合し秋田県 農業士連絡協議会（平成 23年3月設立）に再編し ました。会の運営指導の

		収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているので、手続を検討する必要がある。	うち、会計事務は会員が受け持つこととし、今後は会計事務に県職員は関与いたしません。
建設交通部道路課	道路利用者会議	決算内容等について、行政監査実施時点で関係者に対して周知されていないことから、速やかに周知する必要がある。	行政監査後、決算内容について関係者に周知を行いました。 今後は、決算内容について、内部監査後速やかに周知を行う事にいたします。
		収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているので、手続を検討する必要がある。	今後は、収入手続きについて、伺い文書を作成する事にいたします。
	道路整備促進期成同盟会	決算内容等について、行政監査実施時点で関係者に対して周知されていないことから、速やかに周知する必要がある。	行政監査後、決算内容について関係者に周知を行いました。 今後は、決算内容について、内部監査後速やかに周知を行う事にいたします。
		収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているので、手続を検討する必要がある。	今後は、収入手続きについて、伺い文書を作成する事にいたします。
生活環境部健康環境センター	東北食中毒研究会	現金受領時、直ちに出纳簿類に記帳しないで数か月後に整理記帳しているのので、受領後速やかに整理記帳する必要がある。	現金受領時には直ちに出纳簿類に整理記帳することとします。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	事務局長及び事務局員がチェックする体制とします。
	秋田県人畜共通感染症懇話会	現金受領後、速やかに口座に入金するとともに出纳簿類に整理記帳する必要がある。	現金受領後は速やかに口座に入金するとともに出纳簿類に整理記帳することとします。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	会長及び事務局員がチェックする体制とします。
産業労働部産業技術センター	秋田県非破壊検査技術研究会	監査の受検を1人で行っているのので、複数人で受ける体制にする必要がある。	当該団体の会計事務処理は、平成23年4月1日より民間会員へ移管しました。移管に際しては、会計書類の再チェックを行うとともに、改善・検討事項についての適切な対応を依頼いたしました。
		収入及び支出手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入や口頭及び請求書のみで行っているのので、手続を検討する必要がある。	
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	
	秋田県高分子材料研究会	監査の受検を1人で行っているのので、複数人で受ける体制にする必要がある。	当該団体の会計事務処理は、平成23年4月1日より民間会員へ移管しました。移管に際しては、会計書類の再チェックを行うとともに、改善・検討事項につ
		収入及び支出手続について、伺い文書	

		を作成せずに通帳記入や口頭及び請求書のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	いての適切な対応を依頼いたしました。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	
	秋田県生産技術研究会	収入及び支出手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入や口頭及び請求書のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	当該団体の会計事務処理は、平成23年4月1日より民間会員へ移管しました。移管に際しては、会計書類の再チェックを行うとともに、改善・検討事項についての適切な対応を依頼いたしました。
	秋田県 I S O 研究会	監査の受検を1人で行っているため、複数人で受ける体制にする必要がある。	当該団体の会計事務処理は、平成23年4月1日より民間会員へ移管しました。移管に際しては、会計書類の再チェックを行うとともに、改善・検討事項についての適切な対応を依頼いたしました。
		収入及び支出手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入や口頭及び請求書のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	
山本地域振興局総務企画部	能代山本地区納税貯蓄組合連合会	大部分の支出を立替払しているため、事後支払いのできる支出については、立替払を行わないこととする必要がある。	事後支払のできる支出については、立替払を行わないよう改善してまいります。
		収入及び支出手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入や口頭及び請求書のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	収入及び支出の伺い文書を作成するとともに、関係書類を添付するよう改善してまいります。
由利地域振興局建設部	秋田県建設技術協会由利支部	監査の受検を1人で行っているため、複数人で受ける体制にする必要がある。	監査の人数を2人体制にいたします(1人増)。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県議会議長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成23年6月3日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

22議総 ――― 706

平成23年5月16日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県議会議員 大 里 祐 一

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年3月29日付け監委-794で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成22年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	団体・会計名	改善・検討を要する事項	措 置 状 況
議会事務局総務課	拉致問題解決促進議員連盟	監査の受検を1人で行っているので、複数人で受ける体制にする必要がある。	監査の受検においては、担当者に加え他の班員が同席し、複数人で受検することといたします。
		収入及び支出手続について伺い文書を作成せずに通帳記入や請求書のみで行っているため、手続きを検討する必要がある。	収入及び支出手続きについては、「収入伺い」及び「支出伺い」を作成することといたします。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	日常的な会計処理について複数人によるチェック体制を確立し、適切な会計処理に努めてまいります。
	国際交流議員連盟	監査の受検を1人で行っているため、複数人で受ける体制にする必要がある。	監査の受検においては、担当者に加え他の班員が同席し、複数人で受検することといたします。
		収入手続について、伺い文書は作成しているが決裁を受けていないため、手続きを検討する必要がある。	収入手続きについては、事務担当者が作成した伺い文書を、他の班員がチェックすることといたします。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	日常的な会計処理について複数人によるチェック体制を確立し、適切な会計処理に努めてまいります。
	スポーツ振興議員連盟	収入及び支出手続について伺い文書を作成せずに通帳記入や請求書のみで行っているため、手続きを検討する必要がある。	収入及び支出手続きについては、「収入伺い」及び「支出伺い」を作成することといたします。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	日常的な会計処理について複数人によるチェック体制を確立し、適切な会計処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成23年6月3日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
教 総 ————— 335

平成23年4月27日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年3月29日付け監委-794で通知のあった行政監査結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

平成22年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	団体・会計名	改善・検討を要する事項	措置状況
教育庁生涯学習課	秋田県生涯学習奨励員協議会	収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	収入手続における伺い文書については、平成22年12月から作成しております。
	秋田県社会教育主事連絡協議会	収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているため、手続を検討する必要がある。	収入手続における伺い文書については、平成23年2月から作成しております。
大館鳳鳴高等学校	サッカー部	会計担当者及び会計責任者を部長（担当教諭）が担当しているため、県立学校私費会計事務処理基準に定める者（副校長、教頭、事務長のうち会計ごとに校長が指名する者）を会計責任者とする必要がある。	平成22年度会計より、「県立学校私費会計事務処理基準」に定める教頭を、会計責任者としております。
		県立学校私費会計事務処理基準に定める「総括責任者及び会計責任者による毎月の出納簿類点検」の実施状況は、年2回に留まっているため、毎月実施する必要がある。	平成22年度会計より、「県立学校私費会計事務処理基準」の定める毎月の点検を実施しております。
大館高等学校（全日制）	全日制課程PTA	監査の受検を1人で行っているため、複数人で受ける体制にする必要がある。	平成22年度監査より、会計担当者のほか、事務局担当職員及び会計責任者などの関係職員が複数人で、監査を受検しております。
	吹奏楽部会計	県立学校私費会計事務処理基準に定める預金通帳一覧表を作成する必要がある。	平成22年度会計より、「県立学校私費会計事務処理基準」に定める預金通帳一覧表を作成しております。
秋田南高等学校	ラグビー部	予算・決算の内容について、関係者に対して周知等の事務処理を適正に行う必要がある。	平成22年度より、前年度決算及び次年度予算について、その内容の周知の徹底を図るなど適正な事務処理に努めております。
		県立学校私費会計事務処理基準に定める校長名による納入通知文書や事務引継書を作成する必要がある。	平成22年度会計より、「県立学校私費会計事務処理基準」に定める校長名による納入通知書及び事務引継書を作成しております。
横手養護学校	横手養護学校を支える会	会計責任者は、通帳の収入・支出があった場合、その日の収支合計額と通帳	平成22年度会計より、通帳の収入・支出があった場合、会計責任者は出納簿を

		を照合する必要がある。	作成し、その日の収支合計額と通帳の照合を行っております。
		監査の受検を1人で行っているので、複数人で受ける体制にする必要がある。	平成22年度監査より、会計担当者のほか、事務局担当職員及び会計責任者などの関係職員が複数人で、監査を受検しております。
高等部		会計責任者は、通帳の収入・支出があった場合、その日の収支合計額と通帳を照合する必要がある。	今後は、通帳の収入・支出があった場合、会計責任者は出納簿を作成し、その日の収支合計額と通帳の照合を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成23年6月3日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
秋公委務第89号
平成23年4月22日

秋田県監査委員 殿

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

平成22年度行政監査の結果について（回答）

平成23年3月29日付け監委-794で通知のありましたみだしのことについて、別添のとおり回答します。
別添

平成22年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	団体・会計名	改善・検討を要する事項	措 置 状 況
大館警察署	大館市防犯連絡協議会	収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているので、手続を検討する必要がある。	収入手続きについても収入伺い文書を作成し、透明性の確保に努める。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	通帳・現金の収納、保管や口座からの出金について複数でチェックする体制を確立し、諸事故防止に努める。
	大館地区金融機関防犯協会	収入手続について、伺い文書を作成せずに通帳記入のみで行っているので、手続を検討する必要がある。	収入手続きについても収入伺い文書を作成し、透明性の確保に努める。
		事務局における複数人によるチェック体制の確立を検討する必要がある。	通帳・現金の収納、保管や口座からの出金について複数でチェックする体制を確立し、諸事故防止に努める。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号